

国土審議会 第7回特殊土壤地帯対策分科会

平成28年11月2日

【赤星地方振興課企画専門官】 それでは、始めさせていただきます。国土審議会特殊土壤地帯対策分科会、委員及び特別委員総数8名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第7回特殊土壤地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局をおあずかりしております国土交通省国土政策局地方振興課の赤星でございます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会特殊土壤地帯対策分科会運営規則第4条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされております。したがって、本日の分科会でも会議、議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

議事に先立ちまして、今回の分科会は平成25年2月以来の開催となりますこと、また、委員及び特別委員の交代などありましたことから、ここで改めて構成員の皆様をご紹介しますさせていただきます。

原田昇委員でございます。

【原田分科会長】 原田でございます。よろしくお願いいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 石川芳治委員でございます。

【石川特別委員】 石川です。よろしくお願いいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 前田穰特別委員でございます。

【前田特別委員】 前田です。よろしくお願いいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 宮本句子特別委員でございます。

【宮本特別委員】 宮本です。よろしくお願いいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 弓削こずえ特別委員でございます。

【弓削特別委員】 弓削と申します。よろしくお願いいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 和田信一郎特別委員でございます。

【和田特別委員】 和田と申します。よろしく申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 なお、溝口特別委員はご都合により欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者を紹介いたします。藤井国土政策局長でございます。

【藤井国土政策局長】 藤井でございます。よろしく申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 北本大臣官房審議官でございます。

【北本大臣官房審議官】 北本でございます。よろしくお願いいいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 大内大臣官房審議官でございます。

【大内大臣官房審議官】 大内でございます。よろしくお願いいいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 深澤国土政策局総務課長でございます。

【深澤総務課長】 よろしくお願いいいたします。

【赤星地方振興課企画専門官】 栗原水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長でございます。

【栗原砂防計画課長】 栗原です。よろしく申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 農林水産省からも出席いただいておりますので、紹介させていただきます。佐藤農村振興局長でございます。

【佐藤農村振興局長】 佐藤でございます。

【赤星地方振興課企画専門官】 新井農村振興局農村政策部長でございます。

【新井農村政策部長】 新井でございます。よろしく申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 圓山農村振興局農村政策部地域振興課長でございます。

【圓山地域振興課長】 圓山と申します。よろしく申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 それでは、引き続きまして藤井国土政策局長よりご挨拶申し上げます。

【藤井国土政策局長】 本日は、皆様、お忙しいところを特殊土壌地帯対策分科会へご参加いただきまして、まことにありがとうございます。後ほど資料をまたご説明させていただきますけれども、この特殊土壌地帯対策というのは非常に長い歴史を持っておりまして、昭和27年に特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法というものが制定されてから、5年ごとに事業計画を見直して進めてきておりますけれども、現在13次の事業計画という形になっているわけでございます。柱は災害防除と、それから、農地改良というのが大きな2つの柱になっておりまして、それに加えて法律の名前にありますように、振興臨時

措置法ということになっておりまして、地域の振興にも役立てていこうという考え方が根底にあるわけでございます。

ご案内のとおり、昨今、後ほど農地改良のほうはまた佐藤局長のほうからご説明があると思えますけれども、災害のほうは非常に集中豪雨が、地球温暖化のこともありまして激しくなってきました。それから、火山のことも先般、熊本のほうで火山が起きました。いろいろな地殻の変動の中、火山活動が活発化しているのではないかとということも非常に心配されているわけでございます。そういう環境を考えますと、特殊土壌地帯対策というものの重要性というのは、この対策の必要性というのは非常にまだ以前よりも高まっているような状況にあるのではないかと思うわけですが、この法律が来年の3月に期限が切れるということになっているわけでありまして。

ですから、どういうふうにすべきなのかということをもまさに大所高所からご議論いただきまして、それに基づいて国土審議会のほうの意見を付かせていただいて、法律は議員立法となっておりますけれども、国会のほうにもどういうふうな対策をしていくのかということ働きかけていかなければいけないというタイミングでございます。その際、大所高所から、これまでの施策も見ていただいて足りない部分、そういうところがありましたら、そういうところも含めまして忌憚のないご指摘、ご意見をいただきまして、最終的によりよい特殊土壌地帯が形成されて、この法律の名前にありますように地域の振興につながっていくような形をとるように私ども努力していきたいと思っておりますので、どうぞ今日は忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【赤星地方振興課企画専門官】**      ありがとうございました。

続きまして、佐藤農村振興局長から一言ご挨拶いただきたいと思います。

**【佐藤農村振興局長】**      佐藤でございます。一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、お時間を割いていただきまして大変ありがとうございます。また、日ごろから特土対策につきましてご指導、ご鞭撻を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。藤井局長のご挨拶にもございましたが、特土法、昭和27年の制定ということで65年を迎えるという状況でございます。この特土法につきましては、実は平成13年に政府の中での担当の整理というのがなされまして、総務省、国交省、農水省の3省で所管をしていくということになっております。国交省さんにつきましては、この当分科会の開催事務を担当する。農水省はこの特土法の取りまとめ窓口をする、こういう整理でございます。

ご案内のとおり、特土地帯でございますけれども、例年、台風の来襲が非常に多いというところでございます。本年9月にも鹿児島県を中心に台風16号による被害があり、崖崩れが発生するといったような災害が後を絶たないといった状況でございます。農業の観点で申し上げますと、特土地帯というのは土壌の自然的な特性からまだまだ生産性の向上がほかの地域と比較して低いという状況でございます。そういった中で特土地帯の保全と、そこにおける農業生産力の向上を図っていくために引き続き特土対策というものを講じていく必要があるという地元からの非常に熱い思い、要望も寄せられているところでございます。この後、特土対策の現状と課題につきましてご説明申し上げますけれども、今回、今後の特土対策のあり方等につきまして忌憚のないご意見を賜ればありがたいと考えてございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【赤星地方振興課企画専門官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。クリップを外していただきまして議事次第、座席表が1枚ずつ。それから、資料が1から3まで及び参考資料となっております。以上の資料につきまして不備がございましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、以後の議事を原田分科会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【原田分科会長】 ありがとうございます。分科会長をしております東京大学の原田でございます。あまり頻繁に開く会ではないので覚えておられないかと思っておりますが、国土審議会のほうの委員をやっている関係で、その中で比較的この特土の話に近いであろうということで、私がここに分科会長として座っているということでございます。

今日の会議の趣旨等は、今のお話で十分に伝わったかと思っておりますので、早速議事に入りたいのですが、まず、その前に分科会長の代理という形で決めさせていただきたいと思っております。第5回の分科会で引き受けて、分科会長代理をやっていただきました高木委員が委員を辞職されたという関係で、国土審議会の規定に基づいて分科会長代理を会議に先立って指定させていただくということでございます。まことに恐縮でございますけれども、第5回から委員であります和田委員に分科会長代理をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【原田分科会長】 ありがとうございます。では、和田委員に分科会長代理をお願いす

るといふことにしたいと思ひます。磯部委員がご到着されました。磯部美津子特別委員でございませう。よろしくお願ひします。今、始まつたところでございます。では、ここから議事に入りたいと思ひます。本分科会としては、今の歴史がある、あるいは必要性がまだあるといふ形のご説明がありました、特殊土壌地帯対策の継続の是非などに関する意見を取りまとめるといふのが今回の趣旨でございます。まず、次第に従つて特殊土壌地帯対策の概要といふことにつきまして、事務局から説明をお願ひします。

【圓山地域振興課長】 それでは、農水省の圓山と申します。どうぞよろしくお願ひします。まず、資料のご説明ですけれども、資料1につきましては先生方の委員の名簿でございますので、ご説明は省略いたします。資料2をご説明させていただきます。

まず、表紙をめくつていただきまして1ページ目でございます。特殊土壌地帯の特性の項でございます。既にご承知いただいておりますとおあり、この法に基づき指定される特殊土壌地帯でございますけれども、まず、特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等、侵食を受けやすい土壌で覆われているといふことが基本になります。この特殊土壌につきましては下の表-1に7種類、今、指定されている土壌が整理してございますので、ご覧ください。また、その次に2番目、台風の来襲頻度が高く、さらに雨量が極めて多い。こういった地域を災害が発生しやすく、農業生産には不利な面があるといふ観点から、この地域指定をしているといふことになります。この特殊土壌の性状、特性、分布は表-1に記載しているとおりでございます。

2ページをご覧ください。2ページ目はそれぞれの特殊土壌の断面図でございます。こちらもご覧いただければと思ひます。次に3ページ目でございます。特殊土壌地帯の分布でございます。特土地帯は国土の約15%が指定されていることになります。分布のエリアは下の図-2のほうに緑色で着色しているエリアになります。この指定されている対象市町村は256、ここに住まわれている方が全国の約10%の人口に当たります。県で申しますと、全域指定されているといふふう整理しておりますのが鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根、一部地域が指定されておりますのが下のこの9県になります。この14県の県土の特土指定面積と、その県土に対します指定割合、これを下の棒グラフに記載してございます。先ほど鹿児島が全域指定といふふうにご説明いたしましたが、実際には奄美市、大島郡を除くといふ意味での全域指定になってございます。グレーが特土指定割合で、そのほかの宮崎、高知、愛媛、島根が100%の指定割合になっているといふことがご覧いただければと思ひます。

この特土地帯の指定につきましては、また上のほうに戻りますけれども、先ほどありましたとおり、国交省、総務省、農水省のほうで国土審議会のご意見を賜って指定するといった形になっております。この指定地域については、現時点では昭和42年までに指定された地域でございます。

次、4ページ目をお開きください。こちらでそれぞれの県の具体的な指定地域の一覧を整理しております。また、それぞれの県に分布します特殊土壌であったり、先ほど棒グラフでご説明いたしました指定割合であったりというのを数字で整理した表になってございます。

次、5ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらは特土法の概要について記載してございます。特土地帯、先ほどご説明いたしましたとおり、他の地域に比べ災害が多い。そして、農業生産にも不利な面がある。こういったことから、この災害の防除と農業生産力の向上を図る、そういった事業を支援するために特土法が制定されたものでございます。先程来ありますとおり、昭和27年に議員立法で制定されて以降、5年間の時限立法で継続がなされております。現在、第13次の計画を実施中でございますけれども、今年度いっぱい、来年の3月でこの期限が切れるといったことになります。

下の3番の特土法の体系の図でございませけれども、国土審議会のほうにご意見をいただくものとして、2つあると書いてございます。1つが先ほどご説明いたしました特土地帯の指定についてでございます。もう一つが事業計画の策定というものになります。今日は、この特土法そのものの継続なり、どういう扱いをしていくかということのご意見を賜るといふところですが、その後、仮にこれが継続ということになりましたら、またこちらの審議会のほうに、この新たな計画の内容をご審議いただく。その結果、できました計画をそれぞれの県、地方公共団体が事業を実施していくといったような仕組みになっているところでございます。

次、6ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは特土地帯対策の推進という項目でございます。事業計画に基づきまして、対策事業をこれまで実施してございます。表-3に、下のほうにありますとおり、第11次から第13次までの計画がございませ。第10次までが計画額というものを示しておりましたけれども、11次以降は、公共事業全般にわたる取り扱いと同じですけれども、こういった計画については計画額を示さないという形になってございませして、現在実績額だけ整理をさせていただいております。現在まだ実施中ではございませますが、28年度の見込額を含めまして約9,100億円ほどでこの対

策事業が実施される見込みになってございます。

次、7ページをご覧ください。こちらは特土計画に基づきます優遇措置になります。その大部分はアに書いてありますとおり、後進地域開発特例法に基づきます対策事業の国庫負担率の引き上げになります。現在、この後進地域特例法による負担率の引き上げは、それぞれの財政力に応じて決まっておりますので、9県、表-4にお示ししておりますけれども、鳥取から鹿児島までの9県がこの引き上げの対象になってございます。そして、それぞれの計画に基づきまして、各事業が実施されるわけですが、後進法によります優遇措置以外に、表-5にございますとおり別途特別の国庫補助率のかき上げをそのまま実施していたり、事業メニューに特土地帯だけ実施ができるメニューを追加している事業など、こういったものもございます。

次の8ページ、9ページは特土法そのものでございますので、紹介は省略いたします。

また、10ページをお開きいただきますと、これが現在、事業を実施しております元になります第13次の事業計画になります。計画策定の意義が1番にございまして、下のほうに行きますと、それぞれの事業の内容になります。11ページのほうに治山、治水から農用地整備までの事業の内容が書かれております。そのほか3番といたしまして11ページの下の方でございまして、特土対策事業の実施に当たっての配慮といたしまして、配慮事項をこの計画のほうにも書かせていただいております。事業の評価でありましたり、12ページに行きますけれども、事業間の連携、それから、ソフト施策との連携の強化といったようなことが計画に記載されている内容でございます。

また、次の13ページには先ほど少しご紹介いたしました特土地帯対策事業のもう少し細かい事業名を整理しております。また、14ページから16ページにつきましては、後進地域の開発特例法に基づきます引き上げの対象となる事業を整理してございますけれども、例えば14ページの表でございまして、事業区分の隣に特土計画がなくても後進地域の負担割合の引き上げの対象となるものが整理してございまして、その隣に特土計画に記載された場合のみ負担割合の引き上げの対象となるものというものが記載されております。こういったもの全体で特土対策事業の推進のための優遇措置がとられているということになります。

資料2につきましては、簡単ではございますけれども、以上でご説明を終わります。

次に資料の3をご覧くださいと思います。続いてご説明のほう、入らせていただいでよろしいでしょうか。

【原田分科会長】 はい。

【圓山地域振興課長】 それでは、資料3をご覧ください。まず、表紙をめくっていただきます。1番目の項目といたしまして特土地帯をめぐる状況と課題のうちの特土地帯の現状というものでございます。1ページ目につきましては、先ほど資料2でご説明をいたしました特土の特徴等を書いてございますので、こちらについてはご説明を省略いたしまして、2ページ目をご覧くださいいただければと思います。こちらは気象の状況についてでございます。特土法におきましては、台風の来襲頻度、それから、年間の降水量といったもので地域指定を行うようなことになっておりますので、その台風の来襲頻度について整理をしております。

この整理の方法ですけれども、2ページの右下の注意書きにありますような方法で直近20年間の頻度を整理いたしました。緑色に塗っているところから赤色に塗ったところまでの区分で、赤のほうが来襲頻度が高い地域になっております。来襲頻度が600%以上と示しているものは、図面の発色が悪いですけれども、特土地帯である鹿児島、宮崎、熊本、大分、関東沿岸部で赤色になっております。この図の少し赤とかオレンジのところには十字色の黒い印が打ってあるあたりが特土地帯のエリアになっております。

次に3ページをご覧ください。こちらは年間の降水量についてでございます。やはり同様に直近20年間の平均値を色分けしております、赤に着色した地域が年間2,500ミリ以上の平均降水量があったといったところでございまして、特土地帯であります鹿児島県、大分県、熊本県、高知県のほか、沖縄、紀伊半島沿岸部、新潟県南部で赤色に表示をしております。

次に4ページをご覧ください。こちらは集中豪雨の状況といったことで整理をしたものでございます。最近の気象状況につきましては、集中豪雨が増えているというご指摘が多々ありますけれども、そういったものをデータで整理したものでございます。集中豪雨の回数を左側の図で整理しております、非常に激しい雨と言われております1時間降水量が50ミリ以上の豪雨を上の方で、また、猛烈な雨と言われます80ミリ以上の豪雨につきましては下のグラフで整理をしていますけれども、ともに年間のこういった豪雨の発生件数は赤い棒線で示したように増加傾向にあるといったことがうかがえます。また、右側の年間降水量の動向でございますけれども、こちらでは年間降水量の動向、100年間で整理したものです。下の表でございますけれども、ややトレンドで見ますと1900年の標準偏差、2014年の標準偏差からも降水量の変動幅が大きく拡大し

ているといったことがうかがえるところになっております。

5 ページ目をご覧ください。こちらは特土対策の実施状況でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、この特土計画に基づきますそれぞれの対策事業でございますけれども、左側の図が特土計画の事業費の推移を第1次から13次まで整理をしております。ピークが第9次の2兆4,000億強のときでございますが、現在は13次、見込額で9,000億まで落ちている。約4割ぐらいの状況でございますけれども、最近の公共事業予算の縮減というものもございますし、一方で特土対策が65年間継続してきているといったようなことも1つの要因ではないかと思っております。右のグラフにつきましては、それぞれの計画期間におけます対策事業の、個別の事業の割合を示したものでございます。

一番右に大きくこの法律では災害防除と農地改良という2つの対策に区分されておりますので、それに当たります事業を赤い部分を災害防除対策、グラフの中では赤い線で農地改良対策を上、災害防除が下になるように区分してございます。このグラフの推移で申しますと、現時点では災害防除が約8割ぐらいの事業費を占めております。農地改良に対しますものが約2割。法律制定直後のころは災害防除対策が9割ぐらいを占めておりまして、その後徐々に減って7割程度になっておりますけれども、現在また災害防除対策が増加傾向に転じているといったことがわかると思えます。

次に6ページをお開きください。こちらは第13次におけます事業の実施状況をもう少し細かく見たものでございます。左の円グラフでは先ほど8対2ということをお示しいたしましたけれども、その金額ベース、それぞれの割合を数値で表示をいたしました。事業別で言いますとやはり河川改修、それから、砂防事業の割合が高い状況になってございます。右の表は県別の事業実績になります。全県特土地帯に指定されているという県の事業実績が大きくなっているということでございます。特にまた鹿児島県、宮崎県ではその実績額が多い状況でございますし、農地改良対策のほうも相当実施されているといったあたりがわかるというふうになっております。

次に7ページをご覧ください。こちらは特土法による特別措置の状況でございます。こちらではまず、後進地域の特例法に基づきます国の負担割合のかさ上げの状況を図でお示ししておりますけれども、右の棒グラフがそれぞれの県別のかさ上げ額になっております。先ほど資料2でご説明いたしましたとおり、特土地域が14県で指定されておりますけれども、このかさ上げが行われます部分は地方の財政力にもよるということで9県になっております。9県のそれぞれの県別のかさ上げ額が数字で示したものでござ

ございます。トータルで言いますと58億円でございます。その58億円の事業別の内訳を左の円グラフで示しております。こういった少し事業の実施状況とこのかさ上げメリットを受けている部分のものが少し状況が違うといった、先ほどの6ページと7ページの円グラフを対比していただきますと、そういったあたりが少しうかがえます。

また、右下の表につきましては、7ページに戻りますけれども、地方交付税措置の特例の実績ということで、シラス対策事業、これは鹿児島と宮崎で特に農地改良にまつわるものでございますけれども、こちらにつきましては県の負担分が地方交付税の基準財政需要額に算入されるといった措置になっております。これによって県の負担が特別に引き下げられますけれども、その算入された額というのが20億8,000万ほどあるといった状況を書かせていただきました。

次に8ページをお開きください。こちらは対策の効果でございます。まず1つ目が治山事業による災害防止効果でございます。これは熊本県の北部に位置します阿蘇市三久保地区でございます。平成24年の九州北部豪雨によります大規模な山地災害が発生いたしましたので、26年度に谷止工を実施し、溪床内に堆積しました不安定土砂の抑止を行うなどの復旧工事を行ったところですが、しかしながら、今年度、阿蘇市では熊本地震により多くの山地災害が発生し、その後の台風等でも土砂災害が出たわけですが、本地区ではこの谷止工が流出土砂の多くを捕捉したことで被害が最小限にとどまったといった事例でございます。

9ページをご覧ください。こちらは砂防事業による災害防止効果でございます。大分県の由布市の湯布院町川上の岳本川でございます。平成24年の梅雨前線に伴う豪雨により土石流が発生いたしましたが、砂防堰堤の整備が済んでいたため、土砂が捕捉でき、一部は流出いたしましたが、被害の軽減の効果があったといったものでございます。

次に10ページをご覧ください。こちらは農地保全整備事業によります災害防止効果でございます。シラス台地であります鹿児島県指宿市、それから、曾於市、こちらではこういった農地保全整備事業を実施しております。農地の侵食や崩壊等が発生しやすいということから、排水路網の整備や区画整理によって豪雨等による農地の侵食防止を図ったといった事例でございます。こちらのほうは少し被害の状況がないというのが、そもそも被害の、災害防止効果なのですけれども、そういった防止効果、当然、投資額を上回る効果が算定されているといったものになります。

11ページに移ります。こちらは農地改良対策によります農業生産力の強化といったも

のの事例でございます。こちらでは農地保全、それから、排水改良、土壌改良等の事業を実施しておりまして、営農時間の短縮でありましたり、排水性の向上等によりまして新たな作物の導入、そういったものとか、作物の品質の向上が図られたといったような例でございます。左の静岡県富士宮市の地区事例では、キャベツの生産に必要な営農時間の節減が図られているといったような例も示してございますし、右の鹿児島県鹿屋市肝付町の畑地帯総合整備事業でもサツマイモの増収効果、新ゴボウ等が出ているといったあたりの事例でございます。

12ページをご覧くださいませでしょうか。こちらからは特殊土壌地帯対策の必要性といった項で資料を整理してございます。この近年の災害の発生状況をそれぞれ整理してございまして、12ページでは水害の被害の状況を整理いたしました。下の左の表では平成17年以降27年までにはなっておりますけれども、これまでの主な水害被害の一覧を整理いたしました。注意書きにございますけれども、亡くなられた方などが10人以上発生したといった被害を整理しているものでございます。色をつけた災害が特土地帯にも災害が起きたといったようなものを色塗りしてございます。右の棒グラフにつきましては、全県の特土地帯指定5県、人口1人当たりの水害被害額を平成17年から、こちらはすみません、26年度までになりますけれども、10年間で整理をしたものでございます。平成21年を除きまして全国平均を100とした場合に、やはりそれを上回る水害被害額が発生しているといったような整理になってございます。

続きまして13ページをご覧ください。こちらは土砂災害、それから、山地災害についてでございます。同様に全域指定5県のデータ等で全国と対比したものでございます。この5県の面積は国土の10%相当に当たります。しかしながら、例えば左の上の表では土砂の災害発生件数を見ておりますけれども、平成18年から10年間の土砂災害発生件数では、全国の発生した件数の約2割強を5県で占めているといったようなものでございます。また、その下の表は急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流等の危険箇所の指定割合が全国と比べますとやはり高いといったような、全県5県のほうが高いといったような状況がわかると思います。

また、右上の山地災害危険地区につきましても同様の傾向があります。右下の国土保全のための投資額の比較でございますが、こちらは総務省の行政投資実績等から整理をしたものでございまして、やはり5県の合計の治山、治水等に投資した投資額というのが人口1,000人当たり、全国平均を100といたしますと1.9倍の投資がなされているとい

ったような状況がわかるものがございます。

続きまして、こういった対策はとっているのですけれども、やはりまだまだ被災が続いているということで14ページ以降、被害事例を整理しております。14ページは富士マサ、赤ホヤの特土地域における台風による被災の状況でございます。また、15ページは花崗岩風化土地帯におけます豪雨による被災状況の事例でございます。16ページをご覧くださいますと、こちらは赤ホヤのやはり豪雨によります被災状況の写真、事例でございます。

こういった被災を防ぐためにも対策工事を実施しているところがございますけれども、17ページをご覧くださいますとおり、どうしてもこの特土地帯における工事は一般地帯に比べて事業費が割高になる傾向があるということに記載してございます。この理由としては、法面、例えば左の下の絵ですけれども、大規模法面の崩落対策工事でございます。一般地域で例えば法枠といったような対策工事で崩落を抑えるといったようなことが可能なエリアも多うございますけれども、この特土地帯ではどうしても周到な工事をするということで、鉄筋であったりアンカーボルトであったり、そういった追加工事をしないと法面对策が完結しないといったような状況がありますし、また、排水路対策につきましても右の例では法面の排水路門の密度を非常に高くしないといけないといったようなことから、こういったものもでございます。

また、農地改良のほうにおきましても、表土扱いとか客土、こういったものが別途必要な場合があるということで、全般的に一般地域と比べて特土地域における対策工事がこういった傾向にあるといったことを説明しているものがございます。18ページ以降は、この対策工事の状況をお示したものでございます。18ページは花崗岩風化土の地域におけますそれぞれの対策事業の例でございます。左側は治山事業、右側は火山砂防事業による砂防堰堤の対策工事の例です。19ページはシラス地域におけます災害復旧、道路災害防除事業の例。また、20ページは赤ホヤ、それから、シラス地域におけますそれぞれの災害防除事業、農地保全整備事業の実施例というものになっております。

また、次に移りまして少し話題が変わりますけれども、21ページをお開きください。こちらは特殊土壌地帯における農業生産性といったことでデータを整理したものでございます。左の表に特殊土壌の特徴ということで農業生産面の不利性をそれぞれ記載してございます。それぞれの土壌の特徴を踏まえまして、どうしても被害が発生しやすい部分がございます。こういったものを過去10カ年の10アール当たりのお米と小麦の収量で全国

平均と全域指定5県で比較したものでございます。お米の場合もやはりこちらにありますとおり、これは10アール当たりの収量でございますけれども、平成28年のデータでは550キロというものに対して500キロということですね。約10%程度落ち込んでいくということです。それから、小麦につきましては、北海道だけが非常に大規模生産の地域ですので、これは内地の都府県だけで比較してございますけれども、やはり同様に小麦の収量のほうも全国平均よりも下回っているといったようなところが記載してございます。

それから、最後になりますけれども、22ページでございます。こちらが対策期間の中間段階における報告の検討といったことで整理をしてございます。なぜこの項目を設定したかというところがございますけれども、大変申しわけございません、先ほど縦紙で整理いたしました資料2の12ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに特土地帯の対策事業の実施に当たっての配慮の中で、最後、5番の中間報告というものが書かれております。この中間報告については、第13次の特土計画から記載をいただいたものなのですが、近年、気候変動等が原因と見られる自然災害が多発している状況があるので、対策期間の中間段階で特土の対策事業の内容であったり進捗状況等について必要に応じて本分科会に報告をするといったことが書かれておりますけれども、今回、その中間段階における報告を見送らせていただけてきました。その理由をこの資料3の22ページ、24ページに書かせていただいているものでございます。

まず、この検討の内容として、災害の要因となります気象状況がこの対策期間中にどうであったのだろうかということで、つい今年までのデータまではまだデータがうまく整理できておりませんので比較できておりませんが、その気象の関係につきましてとか、被害の発生状況につきまして1時間降水量であったり、水害被害額であったり、土砂災害の発生回数といったものを比較してみようということで23ページにその比較検討結果を記載してございます。

まず、23ページの1時間降水量50ミリ以上の発生回数でございますけれども、全国平均と比べて、例えば特土全域指定の5県でこれまでと何か変わった状況が見受けられるかといったところがございますけれども、そういった顕著な動向はないのではないかといたあたり、それから、水害被害額でございますけれども、こちらのほうも全国平均と比べて特土地域が特に被害額を大きく上回っているといったようなこともないといったあたり、それから、3番の土砂災害の発生回数についても、そういった傾向にあるのではないかといた、こういったような比較検討をした結果、今回は本分科会に対します中間報告

は見送らせていただいていたあたりをご説明したく、この資料をつくっております。

とりあえず、私のほうからは資料2、3につきましてご説明を終わらせていただきます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

最後の中間段階における報告は著しく必要性が、変化等があったときには分科会に対して報告して、何か対策なり変更なりを検討するという位置づけでということですね。

【圓山地域振興課長】 はい。そう考えております。

【原田分科会長】 特になかったというご説明。

【圓山地域振興課長】 はい。

【原田分科会長】 わかりました。ありがとうございます。ただいま事務局のほうから特土対策に関する説明、現状と課題、それから、関連して近年の関連する動向などご説明がございました。これを踏まえて各委員より現状の状況を、この特土地域に関連する現状の状況、あるいはご専門の立場などを踏まえてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

【前田特別委員】 私、宮崎から出てまいりまして、このシラス地帯、赤ホヤ地帯を抱えている現状でございまして、かねてより国交省をはじめ、農水省には格別なお力添え、ご支援をいただいておりますことに心から敬意を表します。ありがとうございます。今、いろいろ報告、資料の説明等の中にもございましたが、今このゲリラ豪雨とか台風襲来とか、せんだつても宮崎県を含めて台風16号が襲来いたしました。その後18号だつたと思ひますけれども、襲来を逃れたというようなことで安堵しているわけではありますが、しかし、台風16号ではかなり県北のほうが、シラス地帯、赤ホヤ地帯もかなり被害をこうむりました。しかし、全体的にはかなりこの特土法のおかげ等もありまして排水、そしてまた農地保全とか、さらには土地改良事業等々を積極果敢に取り組ませていただいているおかげで、かなり軽減をした。

私、綾町なのですけれども、1時間あたり147ミリの豪雨が発生しましたけれども、今までの対策等もございまして大きな災害をこうむることはなかつたということではございましてけれども、それは今までこのような特土法に基づきながら、おかげさまでそういう面での大きな災害は発生しませんでしたけれども、かなりこの土壌が流れたとか、あるいは陥没したとか、そういう事態も部分的に発生いたしております。今回また、私、大淀川左岸土地改良区の理事長もやっているわけですが、今、国営事業が大體、宮崎県全体的に

はおおむね事業が完了に近いわけではありますが、まだ末端事業がこれからなんです。

ですから、どうしても特土法との関係からして、この継続というのはぜひお願いしたいし、また、そういう形の中で、今いろいろなグローバル化した中でT P P問題等々もございいますが、また生産性を引き上げるためには農地保全と土地改良と、そういう基盤整備、そういうものを地方等ともしっかり展開をさせていただくことが大事ではないかなと、こういう思いもいたしてございますので、私どもの立場からしますと特に宮崎県は全域、これに入っているということもございまして、ぜひ継続され、延長というのをお願いしたい立場で発言をさせていただきました。十分なご意見ではないと思っておりますけれども、一言だけ、そういうようなことをお願い申し上げて私の意見にさせていただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

【原田分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。お願いします。

【石川特別委員】 私のほうは砂防関係、治山関係の担当をしておりますけれども、最近、ご存じのとおり広島とか九州北部とか、短期間に強い雨が増えておりまして、大体、こういった災害はほとんど500年～100年に1回というような大きな雨で起こっているのですけれども、そういったものが毎年のように起こっております。それで、今年は特に地震もありましたけれども、こういったゲリラ豪雨的なものが増えておりまして、そのために非常に大きな被害が出ております。また、死者も多くなっております。こういったものがいつ起こるかというのはなかなか予測できませんし、地球温暖化の影響でこれからもこういった極端現象というのは、気象現象というのは増えるという予測もありますので、特にこういった特殊地帯につきましては、脆弱な地質、あと地形も急峻なところが多くて非常に雨に弱いところで、今後ともこういったところにつきましては特別な対策が必要だと思っております。

以上でございます。

【原田分科会長】 ありがとうございました。

続いて、いかがでしょうか。和田委員、お願いします。

【和田特別委員】 私も基本的には同じ考えなのですが、この特殊土壌の内訳を見ますと、花崗岩風化土を除けばあとは全部火山放出物由来の土壌なんですね。それは日本では国土の30%ぐらい、それが覆っていますけれども、世界的にはどっちかといったらマイナーなタイプの土壌で、非常に特殊な性質を持っています。ということなので、特

に農業の基盤整備、一般的な意味での基盤整備という意味でそこに特に手厚くケアするというのは非常に日本の農業にとっても有意義なことではないかと思えます。水害なんか、昨今、頻発していますので、従来どおり砂防だとか、それから、そういう土木的な施策について継続するという事は、もちろん有意義だし必要だと思うのですけれども、今日、お配りいただきました資料の最後のほうにありました土壌の特殊性というのがありますね。例えば養分の保持力が少ないとか、それから、リンの問題とかありますね。

今まで農業というのは表土を使って行うわけでした、表土に対する対策というのはあまりこういうふうな事業の観点からはケアされてこなかったのではないかと思うんですね。それは農家の個別の土壌改良、農家が個別に営農の一環としてやるということで行われてきましたけれども、非常に大規模な装置だとかいうところはやっぱり、そういうところにも何か踏み込んだ対策というのが、こういうふうな枠組みの中でできるような工夫をするということは、例えばTPPをにらんだ農業の足腰の強化という点からも非常に有意義なのではないかなと思います。ここであまり具体的なことはなじまないと思うのですけれども、そういう少し新味を出すということもどこかで考えていただけたらなと思います。

【原田分科会長】      ありがとうございます。

続いて、いかがでしょうか。

【弓削特別委員】      今、和田先生から生産性に関するご意見がありましたので、少し関連して申し上げたいのですけれども、私、特に南九州の畑地かんがい事業地区で農業水利の専門家としていろいろな調査をさせていただいているのですが、特殊土壌ということではいろいろなデメリットはあるのですけれども、それでもやっぱり農水省さんのほうで行われた畑地かんがい事業ですとか、あと農地再編とかで非常に競争力の強い農業の可能性があるのかなということも感じております。そういうことを考えますと、やはり収益性が高く競争力の強い農業を発展させるという意味合いからでも、今、和田先生がおっしゃいましたけれども、できれば土づくりだとか、そういう積極的なところまで踏み込んでいただけるとよりいいのかなという気もしております。

それともう1点、少し違う話、よろしいでしょうか。

【原田分科会長】      はい。

【弓削特別委員】      先ほど資料の中でご紹介がありました資料3の22ページのところで、中間段階の報告について少しよくわかっていないところがあるので教えていただきたいのですが、今回のこの資料というのは、この22ページにありますけれども、最近、非

常に甚大な自然災害が起こっているのです、まず原因の分析をこの右側の赤い枠の3点から検証されたというような理解でよろしいのでしょうか。

【圓山地域振興課長】 はい。先ほどご説明しました23ページでは、データとしては26年度までとか25年度までになっているのですけれども、本来ですと、中間年ですから、実は昨年だと思えるのですけれども、27年度までのデータがあればそれが一番よかったと思うのですが、そういう中間年で対策期間中の2年とか3年間で非常にこの特土地域で何か想定していた以上の事象が起きているのであれば、この対策事業の中身は今の計画のままでいいのだろうかという議論が起り得るということで、それを確かめる意味で、今回、これは初めてだったものですから、一応、今回はこの1時間降水量であったり、被害の状況であったり、そういったものが大きな変化があったかどうかというもので整理をして、こういう状況であればということで中間年報告を行わなかったのですけれども、後追いになるのですが、それを改めてご説明したということでございます。

【原田分科会長】 よろしいですか。

【弓削特別委員】 今年、少し検討してみたということだったのですが、今後もしこういう検討をされる上で、次、ご検討いただきたいのが、雨の降り方だとか、気象条件が昔と大幅に変わったことですごく自然災害が甚大化しているという、そういう例もあるので、私、いろいろ農村地帯で調査させていただいて、やはり昔と土地利用の状況だとか、あと農家さんの、例えば農業水利施設だとか、防災施設などの管理状態などが昔と随分変わってきて、そういったことも大きな被害のきっかけといいますか、要因の1つになっているのではないかなということも感じております。そういった農村地帯の特性といいますか、多面的機能が昔より劣化しているだとか、そういうところにも着眼、注目していただいて、こういう検討をしていただくと非常にありがたいなということを感じております。

以上です。

【原田分科会長】 今のは、意見ということでよろしいですかね。

【圓山地域振興課長】 はい。例えば農村地域ですと、今、先生からあったとおりに溜め池の管理とか、それから、山腹水路の管理であったりとか、そういった非常にご苦労されている部分があるかと思えますので、そういう部分で何か特段の被害が発生しているような事例があるとすれば、そういうものはまた途中でとらまえるような努力をしてみたいと思えます。

それからあと、和田先生と弓削先生から土壌改良のお話が少し出たのですけれども、こちらについては、先ほど資料2の一番後ろの下のページ、最後のページなのですけれども、対策の工法までは出ていないのですが、例えば中山間総合整備事業とか、それから、畑作振興にまつわる整備事業とかで、例えば中山間総合のほうはその他の農用地の改良または保全といったあたりで、ここで土層改良とか、そういった工種は実施できるようになっています。それから、畑作振興のほうでも左以外の事業ということで、そういう農地保全工の中で土層改良なり土壌改良ができるものがありまして、多分、特に鹿児島県、宮崎県の農地整備事業の中では、そういったことも地域の実情に応じてご活用いただいているところだと思っておりますので、またそういった実施状況みたいなものを今度の機会をとらまえて、そういう土壌改良的なものがなされているようなものは、今度、機会を見て、事例をちゃんとお示ししたいなと思います。

【原田分科会長】      ありがとうございました。

【和田特別委員】      先ほど教えていただいた件なのですけれども、多分、今日いただいた資料3の円グラフの中では、その他のというところに多分入っていると思うのですけれども、大きな枠としては、どちらかといったら土木、砂防とか、そちらのほうに重点があるみたいで、そちらの分野の方々は、この地区そのものをよく熟知しているけれども、そのほかの方々は、これは違うかなという受け取り方をしている方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれないですね。ですから、何かそれをうまく拾うような枠組みをつくっていただくと、競争力の強化という点からは非常に有意義な仕組みになるのではないかと思います。

【圓山地域振興課長】      その分類についてもまた今度工夫してみたいと思います。それと、データの整理を早目からお願いしておかないと、県のほうもそういったデータ区分、なかなかしていない場合がありますので、お願いを兼ねてやってみたいと思います。

【原田分科会長】      今、前向きにやるということで、別にできない理由はないと思うのですけれども。

【圓山地域振興課長】      はい。

【原田分科会長】      ありがとうございました。

続いて、いかがでしょうか。では、そちらから。

【宮本特別委員】      ありがとうございます。私は専門が野生の植物でございまして、鹿児島県の土地利用関係、それから、環境関係の委員もさせていただいている立場から発言

させていただきたいと思います。コメントが2つと質問が1点ございます。

コメントの最初は、私、鹿児島に関東から移住して20年超えるのですけれども、具体的なデータというよりは肌で感じるということがございまして、先ほど弓削先生からもご発言がございましたが、土地の利用の仕方がこの20年くらいで非常に変わってきたなという印象を持っております。特に土地利用関係の委員会でここ二、三年急激に出てまいりましたのが自然エネルギー利用の発電施設計画です。それによって例えば森林を伐採してメガソーラーまでいかないぐらいの、中ぐらいのソーラー発電をつくるということが非常に急激に進んでいることです。それから、環境関係の委員会で少し出ておりましたのは、人口減少、特に山間部の人口減少が起きて、里地、里山の手入れができなくなってきたり。それによって植生が非常に変化することです。

例えば竹林などが荒廃してくるということで、今年、外来種関係のリスト作成とか、啓蒙活動とかに協力させていただいたところでは、タケノコを取るモウソウチクを注意を要する外来種として指定しようというような話まで出てくるに至るという状況になっております。そういう例からも土地利用など、特に植生が変わるということに伴って、山の保水力が相当変化してくるのではなかろうかということが危惧されますので、それにご留意いただけたらと思います。

私は農地のことはよくわからないのですが、こういういろいろな振興策や補助の対策を継続いただいたほうがいいと思います。加えてもう一つは、特に特殊土壌を利用したユニークな農業であるとか、林業であるとか、畜産であるとか、産業、あるいは土壌そのものを商品化するというようなことも、わずかですが行われていますので、そういうことを振興していくような、進められるような仕組みというようなものもお考えいただけたらありがたいと思います。

最後に質問が1点です。火山、それから、台風、大雨の災害ということについては、かなり注目をされているのですが、九州は火山があるので地震はないのかと私も思っていたのですけれども、活断層型の地震が起こる、ほかの地域と比べても例外ではないということ今年実感いたしました。耐震性、特にこういういろいろなコンクリートの工作物に關しての耐震性に関しても検討、あるいは少しご確認をいただくというようなことをさせていただきたいと思います。それはもう既にされているのかどうか。現在、ご検討中なのかどうか教えていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

【原田分科会長】 今、1つ質問についての、こちらで答えますか。

【石川特別委員】 今回の地震、熊本でも起きましたけれども、砂防とか治山関係では、コンクリート施設、ダム、堰堤をつくっておりますけれども、それについては、この前の阪神大震災のときにかなり調査をしまして、基本的にはそれまでの設計、今の設計も同じなのですけれども、ほとんど被害を受けていませんでした。一部ものすごい古い堰堤で壊れたのがありますけれども、これは多分、老朽化のほうがむしろ問題だったと思いますので、現在の設計でつくっている限りはほとんどのところで、そういった治山、砂防関係の施設については多分、現状でも問題ないと思います。今回も熊本のほうも幾つか施設がありましたけれども、特に大きな問題はなかったもので、コンクリート施設については、これまでの経験からかなりしっかりつくっておりますので、問題ないかと思っております。

【宮本特別委員】 ありがとうございます。

【原田分科会長】 ほかによろしいですか。

【佐藤農村振興局長】 地震のお話がありましたので少し補足させていただきたいと思います。今回の熊本地震では、コンクリート関係では漁港の岸壁にひびが何カ所か見つかった程度で済んだということはあるのですが、熊本県の地震の場合で言いますと、今回、気をつけなければいけないのは、溜め池がひびが入ったり、あるいは欠けたりして、たまたま今回、熊本地震のときには溜め池に水がほとんどなかったもので、その水があふれて下流のほうに被害を及ぼすということにはなかったのですけれども、そういう意味では、地震対策ということでは溜め池を早急にしっかりと耐震強度を強めなければいけないというのは我々も認識しております。

全国に20万カ所ぐらい溜め池があるのですけれども、そのうち防災重点溜め池という形で早急に耐震強度を増さなければいけない溜め池というのをもうピックアップしておりますので、これを今順次耐震補強をやっているところでありますし、それは急ぎたいと思っております。特に西日本には溜め池が多いので、早急にやっていく必要があると考えております。

【原田分科会長】 よろしいですか。特土地域だから、さらに特別な配慮が必要ということは、地震についてあるかないかというのはどうなんでしょうね。

【佐藤農村振興局長】 常日ごろからこの特土に限らず、耐震、地震対策、そのための耐震強度を増すというのは、特土地帯に限らずオールジャパンで今やっております。特に東南海、南海、東海トラフ、この辺のところを重点的にやっておりますので、それはたまた

まといいますか、地域的にもこの特土の地域も含まれるところがございますので、特土のために特別にということではありませんけれども、この特土のウエートよりもっと高いウエートで逼迫化しておりますので、そういったところをしっかりとやっていくということではないかと思っています。

【原田分科会長】 では、よろしくお願いします。

【磯部特別委員】 私は生活福祉的な立場からのべさせていただきます。島根県は全県が特土法の指定になっていまして、ただ、住民の皆さんの認識に特土法によって非常に助けられているというところまではいっていないように思われます。今、住民は農業の支払い制度、多面的機能の支払い等で法面や道路面、用水路などを、ちょっとしたところは自分たちでやりましょうと豪雨予測前には水路の清掃、泥上げを行っています。ただ、そういう農業者たちの言っていることを聞いていると、バックにこの法律があって、いざという時には何とか助けてもらえるという安心感があるので自分たちはやれるのだというお話をよく聞きます。

やっぱりこのことが大事なことだとおもいます。そこに住む人が、安心して住めるところでないといけないのではないかと思っています。特に今まで直接支払い制度等の手続が面倒だ、報告が大変という話ばかりに集中していたのですが、今度の多面的機能の支払い交付に対しては、かなり積極的に取り組み、そして町村も非常に協力的で、住民支援が行われています。過疎地住民も規模を拡大して自分たちのグループをつくって、どういうふうに対応して行けば良いかという話し合いをやっていると聞き少しずつ進歩していると思うし、住んでいる人も進歩してきて、その活用方法が少しわかってきたのかなと思っています。

また、勤め先の学校で、浜田近郊から来ている学生が「20歳になるまでに2回も豪雨に遭って、家が2回だめになったんですよ、こんなことって普通ですかね」とゼミで話していましたが、まだ私はこのような問題を考えたことがない時だったので、「普通じゃないけれども、大変だったね」ぐらいしか言えなかったことを思い出します。そのようなことも少しずつ住民の皆さんが理解して、自分たちでやれることはやって行こう。そのかわり何かがあったときには、特土法制度があるので助けていただけるということが、そして住民と一体化した、安定した制度であると、任せられるという思いから住民の安心感につながると思います。この特土法は、今、5年ごとに改正されて13次と回数が目立つようになってきており、もうなくなるのではないか、もうなくなるのではないかという県の方々

のお話の中で、集中的な自然災害が多くなってきている現在、安定的なものにしていただきたく強く思っております。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

何か、よろしいでしょうか。一通りご意見いただきましたけれども、言い忘れたということがあればと思いますが、よろしいでしょうか。そうしましたら、いろいろ多面的なご意見もいただきましたし、この先も継続となったときに内容的に検討するようなことについてもいろいろと有意義なご意見もいただきました。ここで本分科会としては、この特殊土壌地帯対策を継続するか否かについての意見を申し出したいということで、事務局のほうで意見の案を準備しておりますので、これを配付していただきたいと思います。配付していただきましたら、事務局からこの案とその手続きについてのご説明をお願いしたいと思っております。

【圓山地域振興課長】 それでは、意見書の案についてご説明をしたいと思っております。表題、それから、前書きのところは省略をさせていただきますが、特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することということになってございます。理由といたしまして、この特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策は、特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上に大きな役割を果たしてきたが、近年、台風の来襲に伴う集中豪雨等の回数が増加する中、依然として指定地域において大きな被害が発生していることなどから、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することが必要であるといったような意見書の案を提示させていただいております。

以上でございます。

【原田分科会長】 手続について。

【赤星地方振興課企画専門官】 それでは、国土審議会として関係する大臣に意見を申し出るための今後の手続について説明させていただきます。本日、議決をいただいた場合には、分科会の議決ということになります。この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で分科会の議決は国土審議会会長の同意を得て審議会の議決とする旨の規定となっております。したがって、本日の分科会後に分科会長名で審議会長宛て、ご報告方々同意いただくという手続を進めまして、さらにその後、国土審議会会長名で関係する大臣へ意見を申し出る、このような手続になります。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

今、案の内容の説明と手続の説明がございましたけれども、何かご意見、あるいはご質

間があればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【原田分科会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、修正意見がないようですので、この案がこの分科会の意見ということになりますので、分科会長である私のほうから会長にこれを申し出る。同意をいただいて、その後、関係大臣に提出していただく、そういうように順次手続を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議事にはその他とありますけれども、ほかに何かこの機会に特にご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、議事としては終了ということにさせていただきたいと思います。また、本日の議事の概要については、速やかに公表したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、大内国土交通省大臣官房審議官より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【大内大臣官房審議官】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、いろいろな地元の感覚に満ちたご意見を賜りましてありがとうございます。本日、先ほど座長からもまとめていただきました特殊土壌地帯対策を引き続き強力で推進することというご意見を賜りましたけれども、これらにつきまして先ほどご説明させていただきましたとおり、担当の3大臣への意見の申し出手続というものを進めさせていただきます。関係省庁及び関係自治体の皆様の密接な連携のもと、本日の審議、ご意見、しっかりと受けとめさせていただきまして、引き続き特殊土壌地帯対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご指導方お願いいたします。今後とも皆様方にはご指導、ご鞭撻賜りますようお願いいたしまして、本日、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【原田分科会長】 ありがとうございました。

あと、事務局から連絡事項があればお願いします。

【赤星地方振興課企画専門官】 本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。また、本日の議事録につきまして、後日、各委員にご確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【原田分科会長】 では、以上をもちまして国土審議会第7回特殊土壌地帯対策分科会を閉会いたします。ご協力、どうもありがとうございました。

— 了 —